

# 沼田市とミズノ株式会社との包括連携に関する協定書

(目的)

第1条 沼田市（以下「甲」という。）とミズノ株式会社（以下「乙」という。）は、スポーツを通じて健康でより豊かな生活をおくることができるまちづくりの推進を図ることを目的として、本協定を締結する。

(連携事項)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携して取り組むものとする。

- (1) 体育及びスポーツの振興に関すること。
- (2) 健康づくりに関すること。
- (3) スポーツを通じた様々な年代の市民相互交流と連帯感あふれるまちづくりの推進に関すること。
- (4) 地域のスポーツ振興や健康づくりの拠点となる市内スポーツ施設の管理・運営に関すること。
- (5) その他目的達成のために必要な事項

2 甲及び乙は、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとし、具体的な取り組みの内容及び実施方法は、別に定めるものとする。

(期間)

第3条 この協定の有効期間は、締結の日から平成35年7月31日までとする。ただし、期間満了の3か月前までに特段の意思表示がないときは、さらに1年間更新するものとし、以後も同様とする。

(その他)

第4条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自1通を保有する。

平成29年8月1日

甲 群馬県沼田市西倉内町780番地  
沼田市  
沼田市長 

乙 埼玉県さいたま市北区宮原町1-4-1  
ミズノ株式会社 営業本部 関越支社  
支社長 